学生の懲戒に関する指針

平成18年 1月18日 教育研究評議会承認 改正 平成24年 4月 1日 平成27年 3月26日 平成29年 4月26日

(趣旨)

1. この指針は、電気通信大学学生の懲戒に関する規程第18条の規定に基づき、学生の 懲戒に関し基本的な判断基準を定めるものとする。

(懲戒の要否の決定)

2. 学生の懲戒は、教育的指導の観点から行うものとし、当該行為の「悪質性」、当該行為により引き起こされた結果及び影響の「重大性」及び当該行為後の当該学生の対応等を総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の判断基準)

- 3. 懲戒の種類及び量定を決定する際の目安は、次とおりとする。
 - (1) 当該行為が悪質であり、かつ、その結果及び影響が重大であると認められる場合 退学又は停学
 - (2) 当該行為は悪質であるが、その結果及び影響がことさら重大とまでは認められない 場合 停学又は訓告
 - (3) 当該行為は悪質とまではいえないが、その結果及び影響が重大であると認められる場合 停学又は訓告
 - (4) 当該行為は悪質とまではいえず、かつ、その結果及び影響がことさら重大とは認め られない場合 訓告
- 4. 行為の悪質性は、行為の態様、行為に至る動機及び故意又は過失など、学生の主観的 態様並びに過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとする。
- 5. 結果及び影響の重大性は、被害者に与えた損害の程度(人身傷害、物的損害等)並びにその行為が学生及び社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。
- 6. 懲戒の標準例は、別表のとおりとする。
- 7. 試験等終了後に別表(3)の各号に掲げる行為が発覚し、その事実が確認及び認定された場合も、不正行為とする。また、試験における不正行為以外の行為も同様とする。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から実施する。 附 則

この指針は、平成27年4月1日から実施する。 附 則 この指針は、平成29年4月26日から実施する。

対象となる行為	懲戒の種類
(1) 不当な行為により、本学の秩序を乱し、教育・研究を妨げる行為	
① 飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至	退学又は停学
らしめた行為	
② 飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性ア	退学、停学又は
ルコール中毒等の被害を与えた行為	訓告
③ 未成年者と知りながら飲酒を強要した行為	停学又は訓告
④ 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、停学又は
	訓告
⑤ 本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為、束縛行為等	退学、停学又は
	訓告
⑥ 本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用若しくは占拠し	停学又は訓告
た行為	
⑦ 本学が管理する建造物又は器物等の破壊行為、汚損行為、不法改	停学又は訓告
築行為等	
⑧ 反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響	退学、停学又は
を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	訓告
(2) 学内外における違法行為	
① 殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
② 薬物犯罪行為(麻薬・大麻等の薬物使用、不法所持、売買、仲介	退学又は停学
等)	
③ 傷害、窃盗、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至	退学又は停学
らない暴力等の犯罪行為	
④ 痴漢行為(覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)	退学又は停学
⑤ ストーカー行為等の規則等に関する法律(平成12年法律第81号)	退学又は停学
に定める犯罪行為	
⑥ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関	退学又は停学
する法律(平成11年法律第52号)に定める犯罪行為	
⑦ コンピュータ又はネットワークを用いた犯罪行為	退学又は停学
⑧ 死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原	退学
因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	
⑨ 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免	退学又は停学
許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	
⑩ 無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学
① 死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原	退学又は停学
因行為が過失の場合	
② 後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失	停学
の場合	

(3) 試験等における不正行為	
① 試験に関連した内容の紙片等を使用又は所持する行為	停学
② 試験に関連した内容を机、筆記用具、身体、衣服、壁等に書き込	停学
みをする行為	
③ 他の学生の答案を書き写す行為	停学
④ 他の学生の答案を覗き見する行為	停学
⑤ 持込の許可のない書籍、辞書(電子辞書を含む。)、ノート、配付	停学
物等を利用する行為	
⑥ 携帯電話その他の通信手段(以下「携帯電話等」という。)を用	停学
いる行為	
⑦ 答案用紙を交換する行為	停学
⑧ 替え玉受験又は替え玉受験を依頼する行為	退学
⑨ 持込が許可された書籍、辞書(電子辞書を含む。)、ノート、配付	停学
物等を貸し借りする行為	
⑩ 使用が許可された電子機器又は通信機器から不正に情報を引き出	停学
す行為	
⑪ 他の学生の試験を助ける目的で、自分の答案を見せること、解答	停学
(ヒントを含む。) を口伝えすること又は試験に関連した内容の紙	
片を渡し、若しくは携帯電話等で情報を送信する行為	
② 試験監督者が認めた以外のものを机上に置く行為	停学又は訓告
⑬ その他不正行為と認められる行為(不正行為を行おうとした者を	停学又は訓告
含む。)	
(4) 論文等の作成における学問的倫理に反する行為	退学、停学又は
	訓告
(5) 人権を著しく侵害する行為	
① セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに	退学、停学又は
当たる行為	訓告
② その他人権侵害等のハラスメント行為	退学、停学又は
	訓告
(6) 学則その他本学の諸規則に違反する行為	退学、停学又は
	訓告